



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療法人の経営情報のデータベース（MCDB）に係る 第三者提供制度について

Medical Corporation Financial Data Base

医政局医療経営支援課医療法人支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

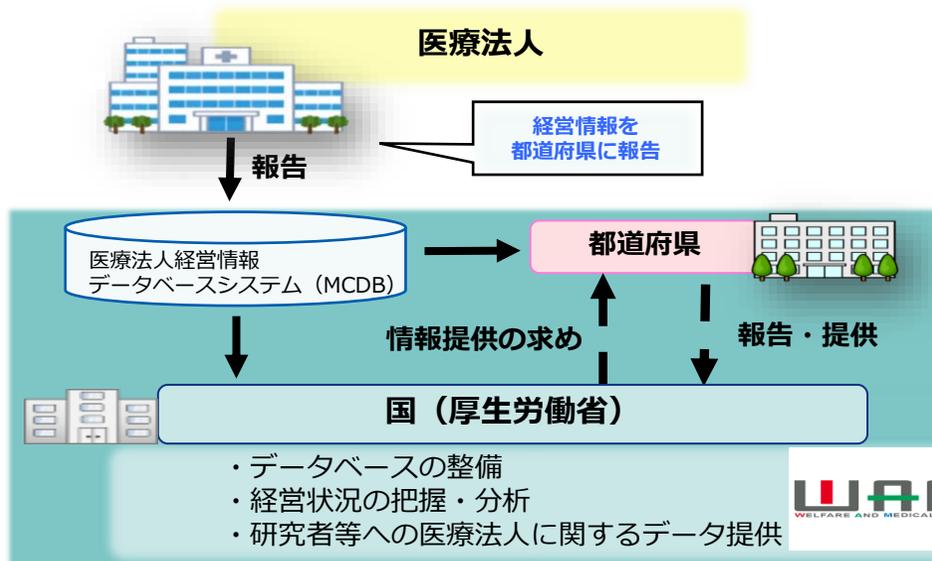
医療法人の経営情報の調査及び分析等

- ▶ 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③**医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び② 令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内の政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院・診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
〔収集する内容は省令以下で規定〕
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



- ① 医療法人は、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告。
- ② 都道府県知事は、医療法人の活動状況等に関する調査及び分析等を行い、厚生労働大臣にも報告。
- ③ 厚生労働大臣は、医療法人に関する情報のデータベースを整備し、経営状況の把握・分析、結果の公表。
- ④ データベースに記録された医療法人に関する情報については、研究者が行う学術研究等にも提供可能。

医療法人の経営情報の調査及び分析

(R4.11.9「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書より)

事業報告書等 (法人ごと)

- **事業報告書** (名称、事務所の所在地、設立認可年月日、設立登記年月日、役員及び評議員、本来業務、附帯業務、収益業務)
- **貸借対照表**
- **損益計算書**

経営情報等 (病院・診療所ごと)

- **医業収益** (入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益)
 - ※ 入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益(患者負担含む)」及び「公害等診療収益」を別掲。
 - ※ その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。
 - ※ 診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。
- **材料費** (医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費)
- **給与費** (役員報酬、給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費)
- **委託費** (給食委託費)
- **設備関係費** (減価償却費、機器賃借料) ○ **研究研修費**
- **経費** (水道光熱費)
 - ※ 診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。
- **控除対象外消費税等負担額**
- **本部費配賦額**
 - ※ 診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。
- **医業利益 (又は医業損失)**
- **医業外収益** (受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益)
- **医業外費用** (支払利息)
- **経常利益 (又は経常損失)**
- **臨時収益、○臨時費用**
- **税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)**
- **法人税、住民税及び事業税負担額**
- **当期純利益 (又は当期純損失)**
- **職種別の給与 (給料・賞与) 及び、その人数**(病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用)

赤文字の項目は、病院・診療所とも必須
 緑文字の項目は、病院・診療所とも任意
 青文字の項目は、病院は必須・診療所は任意

<職 種> 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)、その他の医療技術者等(診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、リハビリスタッフ(理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士)、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等(管理栄養士、栄養士、調理師)、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務職員(事務(総務、人事、財務、医事等)担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士)、その他の職員)

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、新たな制度として医療法人の経営情報を収集してデータベースを構築

これにより以下のような政策活用を見込む

- ・国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進
- ・効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策検討
- ・経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・医療従事者等の処遇適正化(改善)に向けた検討
- ・医療経済実態調査の補完

調査及び分析の対象項目

MCDBに係る第三者提供制度の概要

目的及び基本的な考え方※1

- 医療法人の経営情報のデータベースは「**国民共有の財産として有効活用されるべきであり、研究目的等のためにデータを利用する第三者への提供制度について検討が必要**」
- 医療法人情報※2には、医療法人の競争上の利益を侵害するおそれのある情報等が含まれていることに留意し、**個人及び法人の権利利益が侵害されない制度とする**

※1 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書（R4.11.9）及び医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書（R7.8.26）より、要約・抜粋

※2 医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(例：事業報告書等、経営情報等、その他必要な事項)に関する情報を収集し、整理した情報

施行予定※3の仕組み

- **オーダーメイド集計**
 - **一般からの委託**を受けて、厚生労働省（独立行政法人福祉医療機構（WAM）に委託）が医療法人情報を利用して相当の公益性を有する**統計の作成等を行い、その結果を提供する。**
- **医療法人情報の提供**
 - **相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析を行う研究者等に医療法人情報を提供する。**
ただし、特定の商品・役務の広告・宣伝に利用するための調査等を除く。
 - 研究目的がオーダーメイド集計によって達成できる場合、**医療法人情報は原則として提供しない。**
 - データ提供に当たって、**あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴くことを義務付ける。**
- **再識別の防止措置・安全管理措置**
 - **特定の個人や医療法人等の識別を防止する措置**を別途ガイドライン及び利用規約に定める。
 - **医療法人情報の提供を受ける者に必要な安全管理措置**を別途厚生労働省令、ガイドライン及び利用規約に定める。

※3 医療法人情報の第三者提供制度に関する報告書（R7.8.26）より、要約・抜粋。本資料において引用する第三者提供制度に関する医療法上の条文は未施行であり、**公布の日（R5.5.19）から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行。**

医療法人情報の第三者提供制度に関する検討会報告書の概要（R7.8.26）

項目	方針
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手続きを、統計法施行規則にならって厚生労働省令に定める。 ○ MCDBを利用することに相当の公益性を有するものとして「学術研究の発展」、「教育の発展」及び「医療提供体制の確保」を厚生労働省令に定める。 ○ さらに、これらの研究等の成果が公表されることとする。
医療法人情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請手続きを、統計法施行規則にならって厚生労働省令に定める。 ○ MCDBを利用することに相当の公益性を有するものとして「学術研究の発展」、「教育の発展」及び「医療提供体制の確保」を第三者提供に係るガイドラインに定め、社会保障審議会において審査する。 ○ さらに、これらの研究等の成果が公表されることとする。
再識別の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ オーダーメイド集計及び医療法人情報の提供における再識別の防止措置を第三者提供に係るガイドライン等に定める。 ○ 「病床機能報告」及び「外来機能報告」と連携した情報の提供を求める研究者等については、社会保障審議会において当該情報の必要性を審査し特定の個人や医療法人等の識別につながらないように十分に配慮した上で提供する。 ○ 上記以外の調査と連携した情報の第三者提供での活用は、個人及び法人の権利利益が侵害されないこと、提供範囲を必要最小限に限定すること及び再識別されない形で公表することを前提として、社会保障審議会において必要性を審査することとし、制度の実施状況や活用状況を評価しながら、活用に向けて引き続き検討する。
安全管理措置 ※ 医療法人情報の提供のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的管理措置（取扱者の権限等の明確化、管理簿整備等） ○ 人的管理措置（暴力団員等、不適切行為者等排除） ○ 物理的管理措置（取扱区域特定、盗難防止、記録機器等廃棄等） ○ 技術的管理措置（処理者限定、不正アクセス行為防止等） ○ その他の管理措置（業務委託） ○ 独立行政法人福祉医療機構におけるオンサイトセンターの設置を求める。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費を勘案して政令に定める。
手数料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令を踏まえて政令に定める。
不適切利用への対応 ※ 医療法人情報の提供のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計法及びNDBの措置にならって第三者提供に係るガイドライン等に定める。

医療法施行令の改正案について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正後医療法」という。）第69条の3及び第69条の4の規定に基づき行われる**第三者提供制度の施行に向けて、令和7年度中に、施行日を定める政令を制定するとともに、医療法施行令（昭和23年政令第326号）の改正を行い、手数料等に関する規定を整備する。**

施行日（案）について

改正法公布の日（R5.5.19）から3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、施行に必要な政省令、ガイドライン及び利用規約を定めるための期間を確保するため、**令和8年4月1日から施行する。**

手数料（案）について

改正後医療法第69条の8の規定に基づき、オーダーメイド集計(医療法第69条の3)を委託する者及び医療法人情報の提供(医療法第69条の4)を受ける者が納める**手数料の額**や、**当該手数料の減免・免除対象**を**医療法施行令に規定する。**

改正後医療法（抄）（令和8年4月1日施行）

- 第69条の8 第69条の3の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、**実費を勘案して政令で定める額（①）**の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第69条の3の規定による統計の作成等及び第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、**前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者（②）**であるときは、**政令で定めるところ（③）**により、**当該手数料を減額し、又は免除することができる。**
- 3 第1項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

規定する主な内容（案）	①手数料の額	②減免対象	③減免割合
オーダーメイド集計	○6,300円/時間（作業に要する人件費等） ○その他実費（記録媒体費用・送付費用）	ア. 公的機関(国の行政機関・自治体)、厚労省から補助金等（間接含む。）を受けて研究を行う者、及びこれらからの受託者	ア. 全額免除
医療法人情報の提供	○6,300円/時間（作業に要する人件費等） ○社会保障審議会における審査経費 ⇒162,100円を超えない範囲で告示で規定するが、現時点では実費が見込めないため、当面は0円とする。 ○その他実費（記録媒体費用・送付費用）	イ. 公的機関等（厚労省除く）から補助金等を受けて研究を行う者、5 NC、基盤研その他厚生労働省令で定める公共法人・公益法人等、及びこれらからの受託者 ウ. イのうち、更なる減額をしない場合は業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認めた者	イ. 50%減額 ウ. イから更に減額

※上記の手数料額、減免対象や割合は今後の改正プロセスにおいて変更となる可能性があることに留意が必要。

(参考) 他制度との比較

		MCDB (医療法施行令(予定))	NDB (高齢者の医療の確保に関する法律施行令)	統計法 (統計法施行令)
オーダーメイド集計	作業費用	○6,300円/時間(作業に要する人件費等) ○その他実費(記録媒体費用・送付費用)	/	○4,400円/時間(作業に要する人件費等) ○その他実費(記録媒体費用・送付費用等)
	減免対象者	「データの提供」のNDBと同様 (経過措置を除く。)		—
	減免内容	「データの提供」のNDBと同様		—
データの提供	作業費用	【医療法人情報の提供】 ○6,300円/時間(作業に要する人件費等) ○社会保障審議会における審査経費 ⇒162,100円を超えない範囲で告示で規定するが、現時点では実費が見込めないため、当面は0円とする。 ○その他実費(記録媒体費用・送付費用)	【NDBデータの提供】 ○8,600円/時間(作業に要する人件費等) ○社会保障審議会における審査経費 ⇒162,100円を超えない範囲で告示で規定 ○抽出・運用保守料(時間単価) ⇒NDBの抽出1時間ごとに58,300円を超えない範囲で告示で規定 ○抽出・運用保守料(容量単価) ⇒NDBの抽出に要する1GBごとに2,700円を超えない範囲で告示で規定 ○クラウド利用料 ⇒6ヶ月ごとに1人あたり「5,355,200円」を超えない範囲で告示で規定	【調査票情報の提供(※1)】 ○実費(記録媒体費用・送付費用) 【調査票情報の提供(※2)】 ○4,400円/時間(作業に要する人件費等) ※1 統計法第33条1項(行政機関等が提供) ※2 統計法第33条の2(オンサイト施設利用により統計センターが提供) 【匿名データの提供】 ○1,950円/1件、4,450円/1集合物 ○その他実費(記録媒体費用・送付費用)
	減免対象者	右記NDBと同様 (経過措置を除く。)	ア. 公的機関(国の行政機関・自治体)、厚労省から補助金等(間接含む。)を受けて研究を行う者、及びこれらからの受託者 イ. 公的機関等(厚労省除く)から補助金等を受けて研究を行う者、5NC、基盤研その他厚生労働省令で定める公共法人・公益法人等、及びこれらからの受託者 ウ. イのうち、更なる減額をしない場合は業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると厚生労働大臣が認めた者 ※令和9年3月31日までは別途経過措置あり	—
	減免内容	右記NDBと同様	ア. 全額免除 イ. 50%減額 ウ. イから更に減額	—

※MCDBの手数料額、減免・免除の対象や割合は今後の改正プロセスにおいて変更となる可能性があることに留意が必要。

(参考) 医療法人の経営情報のデータベースの在り方に関する検討会

【目的・検討内容】

医療法人について、政府方針等を踏まえてその経営情報を把握し、政策に活用するためのデータベースの構築に向けて、①報告を求める対象医療法人と経営情報の内容等、②活用・公表の在り方、並びに、③活用・公表する際の情報の範囲等④その他医療法人の経営情報のデータベースに関する必要な事項について検討を行う。

【構成員】 (◎座長、○座長代理) (五十音順、敬称略)

- 荒井 耕 一橋大学大学院経営管理研究科 教授
- 石井 孝宜 石井公認会計士事務所 所長
- 伊藤 伸一 一般社団法人日本医療法人協会 会長
- 今村 英仁 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 角田 徹 公益社団法人日本医師会 副会長
- 北山 昇 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- ◎ 田中 滋 埼玉県立大学 理事長
- 寺島 多実子 公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
- 野木 渡 公益社団法人日本精神科病院協会 副会長
- 松原 由美 早稲田大学人間科学学術院 教授

【検討会スケジュール】

- 第1回 令和4年10月19日「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について事務局案提出
- 第2回 令和4年11月 8日「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書案提出
- 取りまとめ 令和4年11月 9日「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する報告書公表
- 第3回 令和6年11月22日「医療法人情報の第三者提供制度」について事務局案提出
- 第4回 令和6年12月20日「医療法人情報の第三者提供制度」に関する報告書案提出
- 取りまとめ 令和7年8月26日「医療法人情報の第三者提供制度」に関する報告書公表

(参考) 医療法 (昭和23年法律第205号) (抄)

※赤字は未施行

第69条の2 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 2 医療法人（厚生労働省令で定める者を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報（以下「医療法人情報」という。）の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法によるものとする。

第69条の3 厚生労働大臣は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、厚生労働省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、医療法人情報を利用して、医療法人情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成及び統計的研究として厚生労働省令で定めるもの（第69条の7及び第69条の8第1項において「統計の作成等」という。）を行うことができる。

第69条の4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、医療提供体制の確保に資する調査、学術研究又は分析その他の医療法人情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する調査、学術研究又は分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）を行う者に医療法人情報を提供することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により医療法人情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第69条の5 前条第1項の規定により医療法人情報の提供を受けた者は、当該医療法人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療法人情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(参考) 医療法 (昭和23年法律第205号) (抄)

※赤字は未施行

第69条の6 第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受けた者若しくはその者の行う当該医療法人情報に係る調査、学術研究若しくは分析に従事する者又はこれらの者であつた者は、当該医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第69条の7 厚生労働大臣は、第69条の2第3項の規定による情報の収集及び整理並びに分析の結果の提供、第69条の3の規定による統計の作成等並びに第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部又は一部を独立行政法人福祉医療機構（次条において「機構」という。）に委託することができる。

第69条の8 第69条の3の規定により厚生労働大臣に委託をする者及び第69条の4第1項の規定により医療法人情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（前条の規定による委託を受けて機構が第69条の3の規定による統計の作成等及び第69条の4第1項の規定による医療法人情報の提供に関する事務の全部を行う場合にあつては、機構）に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の良質かつ適切な医療の効率的な提供のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第1項の規定により機構に納められた手数料は、機構の収入とする。

第85条の2 第69条の6の規定に違反して、医療法人情報の利用に関して知り得た医療法人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第85条の3 前条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第90条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第85条の2、第87条、第87条の2又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。